

スポーツ界における差別問題 -Discrimination Issue about Sports- 1K03B168-7 堀内 智弘

指導教員 主査 宮内 孝知 先生 副査 石井 昌幸 先生

現在、欧州のサッカーリーグやアメリカ・メジャーリーグでは数多くの国籍、人種が同居してプレーする。だがその一方で、欧州のサッカーでは人種差別的なヤジが日常的に飛び交うなど差別問題は深刻化している。筆者は国籍や人種の垣根を越えてスポーツが成り立っている現在において、差別行為が横行していることに注目してきた。差別問題は今後どのように対処されるべきなのか。ここでは、欧州、日本、アメリカの3地域のスポーツ現場で起こっている差別問題の実態と根源を明らかにし、この問題にどう立ち向かうべきか提言を行いたいと思う。

第1章では、差別に関するキーワードを分類する。ここで取り扱う差別問題は「国籍」、「人種」、「民族」の3つに定めることとする。続いて、ここで扱う差別を性格上、2つに分類する。1つは、選手、サポーターという「一個人」が攻撃する「個人が行う差別」である。もう1つは、社会的な取り決めにより、特定のコミュニティーに属する人間の権利を侵害する「社会が行う差別」である。

第2章では、スポーツ界で起こる差別実態について検証する。欧州のサッカー界で深刻化している差別問題は、試合中にサポーターが浴びせる罵声など「個人が行う差別」である。差別は、黒人選手に対する「人種」差別がほとんどであった。日本のスポーツ界では、海外からやってくる外国人や国内で暮らす在日コリアンの出場や、記録を認めない「社会が行なう差別」が見られた。ここでは、「国籍」と「民族」を巡る差別問題がある。アメリカでは、黒人に対する人種差別が継続的に行われてきた。かつては、黒人選手がメジャーリーグに参加できないなど「社会が行う」差別が平然と適用されていた過去がある。近年では、マグワイアとソーサの「健全な」本塁打競争が行われるなど差別問題がすでに過去のものとなったとする声もある。だが1部の競技を除けば、多くの種目は黒人選手が活躍できない環境が存在するのも事実である。

第3章では、差別を生み出す根源を分析する。欧州で起こる人種差別の根源は、イギリスなどの各国が植民地開拓を進めていった中で生まれた「白人至上主義」の影響によるものである。日本人が「国籍」で差別する理由は、「単一」民族幻想にあると考えられる。在日コリアンに対する差別は、彼らが日韓併合後に来日し、日本の敗戦と共に日本での市民権を失った歴史的推移が大きく影響を及ぼし

ている。アメリカでの差別発生は、アフリカから連行されてきた黒人たちが、奴隷として扱われるようになったことに始まる。その後、奴隷制は廃止され、現在では差別を禁止する法令が公布されている。しかし、差別が禁止された今も、黒人がショッピングへ行くと万引きに疑われて警備員につけ回されるなど、白人は依然として強い偏見を持って黒人に接している。

第4章では、「差別を生む境界線」について検討する。「差別を生む境界線」とは、一行為が「差別問題としての認識」を受けるために必要な条件を、境界線として定めたものである。「個人が行う差別」は、被差別者の主観的な解釈によって成立している。そのため、そこに本当に差別行為があったか根拠はあいまいである。一方、「社会が行う差別」には、ある社会的な取締りがある特定のコミュニティーに所属した選手の活動を妨害しているという根拠があるため、境界線は明確である。

第5章では、近年のスポーツ界の多人種・多国籍化について論じる。差別問題が存在するにもかかわらず、スポーツ界が多人種・多国籍化するのとはなぜか。それは、他人種、他国籍の選手の獲得が、チームを強化し市場を開拓できるというメリットが存在するからである。だが、外国人選手の大量流入に対し、FIFAは「自国選手の保護と育成の必要」のために外国人枠の縮小を図っている。外国人選手のプレーする権利を守れば、自国の選手のプレーする機会が奪われる。一個人の権利の保護は、一個人の権利を侵害してしまう現実がそこには存在する。

終章では、今後のスポーツ界における差別問題がどう対処されるべきかについての考察を行う。スポーツ現場における差別問題の根源には、その国、地域の社会に根ざす人々が抱える潜在的な差別意識があった。この差別意識はその国、地域が歩んできた歴史の中で醸成されたものであり、とても根の深いものとなっている。そのため、人々の中にある差別意識は容易に払拭されることはない。むしろ、差別は存在して然るべきものと捉えるべきだ。被差別者は障害者などの社会的弱者が存在するのと同様に存在し、保護しなければならない対象である。そのために、「社会が行なう差別」から被害者を守る法整備が必要となる。「差別をなくす」のではなく、「差別の存在を認め」共存する。これが、筆者の当問題に対する提言である。